

特定非営利活動法人日本 PostgreSQL ユーザ会定款

新旧対照表

新	旧
<p>(<u>入会金及び会費</u>の不返還)</p> <p>第 12 条 既に納入した<u>入会金、会費</u>は、返還しない。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1)～(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>予算</u>並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>決算</u></p> <p>(6)～(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) 借入金（その事業年度内の<u>収益</u>をもって償還する短期借入金を除く。第 <u>47</u> 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9)～(12) (現行のとおり)</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1)～(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>予算</u>は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(<u>拠出金品</u>の不返還)</p> <p>第 12 条 既に納入した<u>入会金、会費その他の拠出金品</u>は、返還しない。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支予算</u>並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支決算</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) 借入金（その事業年度内の<u>収入</u>をもって償還する短期借入金を除く。第 <u>48</u> 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収入</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u></p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

【削除】

(以下、条ずれ)

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出とすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載し

